

学校法人武蔵野美術大学役員報酬支給基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、学校法人武蔵野美術大学役員報酬規則に基づく理事長、学長及び常務理事に支給する役員本俸について定める。

(理事長の役員本俸)

第 2 条 理事長の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1－(1) 本給基準表 (B) の M4 等級 15 号とする。

(学長の役員本俸)

第 3 条 学長の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1－(1) 本給基準表 (A) を適用する。

(常務理事の役員本俸)

第 4 条 常務理事の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1－(1) 本給基準表 (B) を適用する。

(基準の改廃)

第 5 条 この基準の改廃は、評議員会の議決を要する。

附 則

この基準は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。